

平成21年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------------------|---|-------|----|----------------|----|----|-----|--|
| (ふりがな) | (はちおうじしりつ みやかみ ちゅうがっこう) | | | | | | | | | |
| 学校名 | 八王子市立宮上中学校 | | | | | | | | | |
| (ふりがな) | (はちおうじし みなみおおさわ) | | | | | | | | | |
| 所在地 | 東京都八王子市南大沢五丁目5番地 | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 042 (676) 5571 | | | FAX番号 | | 042 (677) 0205 | | | | |
| 学級数 | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 特支 | 計 | |
| | | 4 | 4 | 5 | | | | 3 | 16 | |
| 児童・生徒数 | | 156 | 158 | 192 | | | | | 506 | |
| | (特支) | 4 | 6 | 11 | | | | | 21 | |
| 教職員数 | 30人 | 学校運営協議会を置く学校として指定された年月日 | | | | 平成19年4月1日 | | | | |
| 学校運営協議会の委員数・構成 | 10人 | 内訳 | 地域代表 4人、保護者代表 1人、教職員 2人、 大学教授等有識者 3人 | | | | | | | |
| | 学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(市育成指導員、会社員) | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 本校はニュータウンの開発と共に平成元年に開校した。住民は全員新しく住み始めた方々である。 平成20～21年度にコミュニティ・スクール推進事業(国の事業)の調査研究指定校となっている。 平成21年度に中学校区にある2つの小学校に学校運営協議会が発足したのを受けて、八王子市が平成23年度から実施する小中一貫教育に資するため、「中一ギャップの解消」に向けた3校合同による学校運営協議会の試行を始めている。 | | | | | | | | | |

(平成21年7月7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 教職員の転出入による指導体制の変化や学校選択制による学区外の生徒(在籍生徒の3割ほどいる)の入学(十数校の小学校からの進学)で、規範意識が定着していき落ちていた雰囲気校風がゆらぎ始めてきた。
- 平成18年度、八王子市教育委員会は「八王子市教育委員会教育目標」を達成するための「主要教育施策」の中で、本市の今後の学校教育のあり方について「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」、「小中一貫教育」等を軸に検討し、具体策を策定して教育改革、学校改革の一層の推進を図るとした施策を各学校に提示した。学校においては変化しつつある諸課題を迅速に受け止めるため、平成17年度までは学期に1回の開催であった学校評議員会を、平成18年4月からは評議員からの提案で、隔月開催に変更した。学校評議員会では「地域運営学校」の施策に関心を示し、文部科学省やコミュニティ・スクール先進校のホームページ、地域運営学校世田谷区フォーラムなどからの情報収集を行い、同年6月、8月、10月の学校評議員会でこの施策を活用する有用性についての議論を重ねた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 学校評議員と議論を積み重ね、まず、学校運営協議会が校長の経営計画や教育課程の編成を審議・承認することで学校の透明性が図れること、さらに、教職員一人ひとりがその持ち味を発揮できるように支援していくことで学校の活性化が期待できること、すなわち、学校運営協議会は学校のサポーターに成り得るとの結論について、学校評議員の意見とも合致し、教育委員会に学校運営協議会を設置する学校として指定の申請をした。
- その後、学校評議員は平成18年12月の文部科学省主催コミュニティ・スクール推進フォーラム（東京会場）に参加し、責任は重くなるが学校の課題を共有化でき、よき校風を維持発展させるために学校評議員会を学校運営協議会に発展させることが有効であると再認識した。また、コミュニティ・スクール先進校の取り組みの多くは八王子市教育委員会が行っている「サタデースクール（注）」の内容とあまり変わらないように感じつつも、学校運営協議会制度の趣旨から協議会を設置し、制度を活用することで課題解決に向けての可能性が大きくなると考えた。
(注) サタデースクール：市教育委員会が地域の人々で構成される「運営委員会」に委託し、地域の子どもたちの様々な体験・活動を企画・運営する小学校区ごとの活動。平成21年度は市内32地区で実施。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 基本となる方針〈協議会の基盤・原点とする方針〉の決定
 - ⇒ 学校運営協議会設置の目的を明らかにし、将来を見据えて活動にぶれが生じないようにするためには、基本となる方針の決定が必要と考え、学校評議員の意見を踏まえながら、以下の標語を本校の方針として決定した。
 - コンセプト 「教育の原点への回帰」
 - モットー 「子どもたちのために」
 - スローガン 「いい対話・いい関係・いい環境」
- 地域への周知
 - ⇒ 人と人のつながりが薄く、自分に関わりのないことには関心を持たないニュータウンでは、「地域運営学校」を周知するツールは極めて乏しい。そこで、学校だよりやホームページに「学校運営協議会設立準備委員会」（八王子市教育委員会の要綱により設置）の検討内容を掲載すると共に、PTAや青少年対策地区委員会（青少年の健全育成を進める団体で、中学校区域を単位に組織）の諸会議で学校運営協議会の取り組みについて広報した。また、来校者に関心・啓発を図るために、「八王子市地域運営学校（コミュニティ・スクール）」と校門に表示し、学校玄関に学校運営協議会委員の氏名と写真を掲示することにした。



- 学校運営協議会委員の候補者選定
 - ⇒ 充て職ではなく、実際に子どもや地域のために汗をかいている方を選定することとした。理由は現実の子どもの姿を直視できている方でなければ課題認識と解決へ向けての話が深まらなないと判断したため、定員（10名）を満たした後の始動でなく、地域代表、保護者代表、教職員、有識者枠に1名以上の委員が決まれば、不足数は市の設置規則に従い途中で補充することにした。1年目の委員は学校評議員を軸に選定したが、8名で出発した。
- 学校運営協議会委員や教職員への制度趣旨の説明
 - ⇒ 委員へは市の教育委員会事務局職員が説明し、教職員には校長が説明することとし、制度の理解を深めてもらった。
- 学校運営協議会の審議内容案の企画（別紙参考：平成21年度の審議内容予定）
 - ⇒ 学校運営協議会を運営するためには事務局組織が必要と考え、まず、教職員によって構成する事務局を学校に設置した。事務局では学校運営協議会の設置を控え、学校運営協議会の1年間の審議内容案を作成した。なお、学校運営協議会の設置後、その審議内容案の承認を得て協議会運営を行い、年度末には審議内容予定の見直しを行うこととした。
- 開示する学校情報や生徒情報への対応
 - ⇒ 生徒や教職員個人のプライベートな情報提供はしないが、それ以外の情報は原則として提供することにした。また、会議は原則公開とするが、準備のための打ち合わせや人事に関する案件は非公開とし、公開と非公開を区別して行うこととした。
- 学校運営協議会委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法
 - ⇒ 学校評価に係る保護者アンケートによるニーズ把握や、ニーズを常に把握するための意見回収箱（通称「MIB（ミカミアイデアボックス）」）を学校玄関に設置することにし、また、相談用のメールアドレスの開設、さらに、地域の会合やPTAの会合へ学校運営協議会委員が出席し、学校に対するニーズがないかを把握するようにした。
- 保護者や地域のニーズ結果を学校運営協議会に反映するシステム
 - ⇒ メーリングリストにより保護者や地域の学校に対するニーズを学校運営協議会委員間と教職員が共有するとともに、学校運営協議会のレジュメや資料は開催の1週間前に事務局から協議会委員にメールで送付し、メール等により意見も整理し、論点を絞った上で会議に臨むこととした。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 東京都教育委員会は異動の方法として、学校運営協議会を設置した学校が「学校の特色・求める教員像等」を示し、各学校の実状に応じた専門性や指導力を備えた「教員」を「公募」し、異動候補者とする「教員公募制度」を実施しているが、「公募」の際に学校運営協議会が教職員に求めるものとして取りまとめた「望む教員像」（「教員公募案」）に沿った、地域と共に汗をかける意気込みを持つ教職員を増やしていくこと。
- 学校評価に係る仕組みづくりをすること。
- 平成23年度から始まる小中一貫教育へ向けての準備を始めること。
- 小中一貫教育に資する中学校区学校運営協議会を新設すること。
- 市内のコミュニティ・スクール実施校が合同連絡会を年2～3回行い、交流及び情報交換を行うこと。
- 本校主催のコミュニティ・スクールフォーラムを開催すること。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 学校運営協議会委員と教職員との距離感を縮める工夫を図ること。
- 学校に関わる関連業者選定の透明性を図るための仕組みづくりをすること。
- 全国学力調査の結果や学校独自の学力調査に見られる達成値の低い生徒への学力向上対策を講じること。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 「副校長が転出の場合、その後任には、かつて本校の校風づくりに尽力した昇任予定である主幹教諭」を要望。
- 「必異動に該当するテニス部顧問の後任に、テニスの指導ができる教諭の配置」を要望。
- 「コミュニティ・スクールの事務処理とコミュニティ・スクール推進事業への適切な対応のため事務職員の引き続きの配置」を要望。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 在籍教職員に対して異動希望聴取時に「望む教員像」に示された職務行動の確認を行い、異動の可否を判断させた。また、転入教職員に対して、異動決定（内示）後の面接時に「望む教員像」について説明したが、全員が事前に学校ホームページに掲載されている「望む教員像」を見てきており、面接はこれまでよりスムーズに運んでいる。また、「望む教員像」により、全ての「教員」が外部指導員の有無にかかわらず部活動の指導を行うとともに、PTA各部に所属しPTA活動に保護者とともに参画し、様々な地域行事にも生徒と一緒に参加するようになった。
- 未整備だった学校評価のシステムを整えた。

- 小中一貫教育実施に向けての取り組みの一つとして、中学校生活に慣れないため授業についていけなくなるという問題を解消するために、中学校の余裕教室を活用して中学校生活を実際に感じてもらう小学校6年生の移動授業を行った。また、4月に小中の教職員と小中の学校運営協議会委員が一堂に会して、小中連携を図るための会議を行い、「中一ギャップの解消」に取り組むために夏季休業中の2日間、知育（算数・数学、国語）、体育、徳育、食育、規範意識、特別支援の6つの柱をもとにした小中合同の「教員研修」を行う予定である。
- 学区内の2つの小学校に学校運営協議会が設置され、中学校を含めた2小学校1中学校合同の中学校区学校運営協議会を立ち上げた。
- 八王子市教育委員会は市内の学校運営協議会代表者を集めて、各学期に1回、コミュニティ・スクールの実施状況や課題について情報交換会を実施した。
- 平成20年11月、市内と市外それぞれ2つの中学校の学校運営協議会の協力を得て、シンポジウムを中心とした「地域運営学校八王子フォーラム」を主催した。
- 学校運営協議会委員の意見も踏まえ、協議会における方針等の承認を得るための説明や教育活動の課題の説明を管理職及び主幹教諭から、各学年及び各分掌を担当する主任、教科領域主任、学校行事の担当主任まで拡大した。説明を経験した教職員は一律に「最初は緊張したが、質疑応答を経て、案件が承認されたときは委員を身近に感じる。」と述べており、当初は教職員にとって負担になるのではと危惧していたものの、委員と教職員の関係がより一層緊密となる切っ掛けとなった。
- 卒業アルバムや修学旅行のような多額の保護者負担があるものに係る業者の選定は、各業者のプレゼンをもとに学校運営協議会の要望を含め審議・検討し選定するシステムにした。

【教育活動に関すること】

- 2極化してきた学力格差の解消のため学力補充システム（土曜日の補習、定期考査前の学習補充、長期休業日の補習、検定試験への取り組み）の試行を始めた。

【教職員の任用に関すること】

- 学校運営協議会が教育委員会へ提出した教職員の任用に関する意見も踏まえ、校長も教育委員会に人事具申をするにあたって、副校長の後任や部活指導の充実、指導力のある教員の配置についての要望を盛り込んだ。
- 転出した副校長の後任は要望通りの配置となった。また、テニス部顧問の後任を生徒指導力のある教員が引き受け、八王子市の夏季大会で男女とも団体優勝した。事務職員は引き続きの配置となり、学校経営が一層安定した。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校の「経営計画」をもとにした学校改革がスムーズに進み、校長が「経営計画」の中に示した「中期（2年後）目標」の進捗状況は予定よりも達成が早い。
- 教職員には「望む教員像」を意識した職務行動が定着してきた。
- 学校運営協議会で担当する教育活動の方針等を説明し、その承認を受けた教職員は協議会委員への親近感が芽生え、以後の教育活動に後ろ盾ができたと感じ始める。そのため、学校運営協議会は教職員と地域を繋ぐツールになると思われる。
- 職員会議における重要案件は学校運営協議会の承認が必要となることを教職員が認識している。

【教育委員会側】

- 学校運営協議会設置の有効性が認められたことにより、学校の実態や地域の要望を捉えて、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」を拡大することとした。
- 「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」が地域に開かれ地域に支えられる学校づくりや学校活性化に効果的であることから、学校運営協議会制度の推進を「八王子市教育委員会教育目標」を達成するための「基本方針」の一つである「市民の教育参加の推進 学校経営の改革の推進」に重要な方針として盛り込んだ。
- 「地域運営学校」について地域住民、保護者の一層の理解が必要であると考え、「地域運営学校発表会」を開催した。また、「地域運営学校講演会」を予定している。

【園児・児童・生徒側】

- 地域の方との接点が増え、街中でも地域の方へ日常的に挨拶する生徒が増えてきた。
- 学校運営協議会の提言を踏まえた小中一貫教育の取り組みにより、中学校生活に不安なく入学できたとの声が生徒から聞かれるようになった。

【保護者側】

- 学校運営協議会がPTAの組織改革と同時に動き始めたので、学校の変化を感じながらも、まだ、静観している状態である。
- コミュニティ・スクールの名前は浸透してきているが、学校評議員会との区別やPTA活動との違いについてなかなか理解が進まない。

【地域側】

- 地域活動に積極的に関わっている方にコミュニティ・スクールの名前は浸透してきているが、「地域運営学校」の仕組みについての理解はまだ不十分である。
- 来校者が校門や玄関の表示を見て、「地域運営学校」や「学校運営協議会」とはどういうものなのかと事務室の受付対応時によく質問されるようになったことから、関心は示されつつある。
- 特別な支援が必要な生徒に対する特別支援教育をサポートするために、コミュニティ・スクールの仕組みの中に「特別支援教育サポートプロジェクト」を保護者・地域協力者・有識者等で立ち上げた。これは生徒の現状をより深く理解し、それを生徒・保護者に伝えることで広く課題を共有することが目的である。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会を「学校の教育委員会」と捉えている。各自治体の教育委員会に運営を支える事務局があるように、学校運営協議会の運営を支える事務局の組織的な充実が必要とされ、その効率化とともに課題である。
- 小中合同の学校運営協議会を実施する際の連携の在り方。
- 現在の学校運営協議会委員の後継者となる候補の開拓。
- 「特別支援教育サポートプロジェクト」ワーキンググループなどの取り組みを通じて「つながりの希薄さによるコミュニケーション不全」が、この地域の1つの大きな課題ということが見えてきた。コミュニケーションが不十分なためすれ違いが起きやすく、それを修復するための関係性も希薄なため、双方が正しさを主張し合いお互いを傷つけてしまう「一方的働きかけの悪循環」が大きな課題である。
- 特別な支援が必要な生徒は自信がなく、自己評価が低下している場合が多い。これは家庭・学校・地域で「一方的働きかけの悪循環」に巻き込まれていることも大きな要因と考える。このような悪循環は未就学段階や小学校段階でも頻繁に起こっている可能性があり、中学校就学以前の支援が課題である。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 学校運営協議会は学校ごとに設置できるものであるため、宮上中学校区学校運営協議会は時間を区切って学校ごとに審議し、委員は3校とも全く同一としていない。その中でも事務局の効率化等を図るため、①会議用資料は会議の1週間前までに各委員にメールで配信し、②学校運営協議会の司会は審議当該校の副校長が務める、③議事録は審議当該校の学校運営協議会委員ではない協議会委員が記録し、学校運営協議会会長（会長は3校とも兼任）が決裁を行い、副校長の事務処理の軽減を図る取組を行っている。
- 小中学校の校長が毎月定期的に学校運営協議会の運営のための調整会を行う。
- 学校運営協議会が提言した活動を支える7つの推進組織（相談窓口、特別支援教育サポートプロジェクト、学校評価部会、学習支援部会、図書活用部会、広報部会、放課後部会）の各部会の方や、学校評議員、PTA活動、青少年対策地区委員会活動に携わる人を増やし、その中で「汗をかいている人」を基準にした学校運営協議会委員の候補リストを作成する。
- 「特別支援教育サポートプロジェクト」では「つながりの希薄さによるコミュニケーション不全」の結果、「一方的働きかけの悪循環」が起こっている課題に対し、①学校運営協議会委員による「つぶやき通信」の発行などを通じて、生徒の困り感をマンガで伝えたり、保護者の気持ちや工夫をつぶやいてもらったりしながら生徒・教職員・保護者が課題を共有することでコミュニケーション不全を少しでも埋める努力をしていくことで、②特別な支援が必要な生徒の教科担任が教科ごとに生徒の様子や教師の対応をメモした「あ！メモ」を1ヶ月程度とり、それを元にして保護者・教科担任・通級担任・管理職・有識者などが集まって、その生徒の支援に関する「カンファレンス」を開き、生徒の課題を共有することで、「一方的働きかけの悪循環」を減らす取組を行っている。今後は、小学校でも取組むたいと考えている。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績：年12回開催)

| 回 | 年月日 | 議 題 等 |
|---|-------------|--|
| 1 | H20. 4. 12 | (審議) 平成20年度第4土曜日の学力補充システム (審議) 平成20年度数学少人数授業 (審議) 平成20年度学校経営計画 (審議) 平成20年度2学年経営方針 (審議) 平成20年度3学年経営方針 (協議) 平成20年度学校評議員の人選 <協議> 文部科学省推進事業、小中連携へ向けて |
| 2 | H20. 5. 10 | (審議) 平成20年度生活指導方針 (審議) 平成20年度1学年経営方針 (審議) 平成20年度特別支援学級(1組)経営方針 (審議) 平成20年度学校予算案 (審議) 平成20年度体育祭 (審議) 20周年事業の概要 (報告) 平成20年度授業診断実施計画 <協議> 学習支援の在り方 |
| 3 | H20. 6. 14 | (審議) 平成20年度研究協力校の概要 (審議) 平成20年度通知表の書式 (協議) P T A 支援活動の概要 ①図書推進 ②美化推進 ③学習支援 (協議) 平成20年度文科省推進事業の概要 <協議> P T A 活動、夏季教員研修 |
| 4 | H20. 7. 12 | (協議) 平成21年度の教員公募案 (報告) 3学年修学旅行の実施案 (審議) 1学年の修学旅行先(平成23年度) (報告) 1学期授業診断の結果 (報告) 第1回学校評議委員会の報告 <協議> 文部科学省推進事業八王子フォーラムへの取り組み |
| 5 | H20. 8. 16 | <協議> 望む保護者像の策定 |
| 6 | H20. 9. 13 | (協議) 1学年修学旅行(平成23年度)の業者選定 (審議) 平成21年度配分予算の編成 (審議) 平成20年度文化祭 (審議) 平成21年度学校経営計画 <報告> 文科省北海道フォーラム参加報告、帝京大学共同研究 |
| 7 | H20. 10. 11 | (審議) 平成21年度の組織編成に関する基本方針 <協議> 中学校区学校運営協議会の検討 <報告> 京都市の取り組み |

| | | |
|---|-----------|---|
| 8 | H20.11.8 | (報告) 平成20年度保護者アンケートの結果 (審議) 平成20年度の学校評価の取り組み (審議) 平成21年度選択教科の開設 <協議> 八王子フォーラムの運営 |
| 9 | H20.12.13 | (協議) 宮上中学校学校区運営協議会の設立に向けて ①組織 ②準備会 ③推進委員の公募 (審議) 平成21年度の教育目標について <協議> 宮上中学校区学校運営協議会の組織 |
| 10 | H20.1.11 | (報告) 平成20年度教員による学校評価の課題 (協議) 宮上中学校区学校運営協議会の発足に向けて ①仕組みの承認 ②委員の推薦及び承認 (協議) 学校運営協議会推進組織への募集チラシ案 <連絡> 委員の自己紹介 |
| 11 | H20.2.14 | (協議) 平成21年度卒業アルバム業者選定 (報告) 平成20年度学力定着に向けての取り組み <連絡> 新規の協議会委員へ教育委員会事務局の説明 |
| 12 | H20.3.14 | (審議) 宮上中学校の平成21年度教育課程 ①通常学級 ②特別支援学級 (試行協議) 宮上小学校の平成21年度教育課程 ①通常学級 ②特別支援学級 (試行協議) 下柚木小学校の平成21年度教育課程 <協議> 宮上地区学校運営協議会の運営について <連絡> 宮上中学校区小中合同出発式 |
| (補記) ・この他、学校運営協議会は学校行事(入学式、体育祭、文化祭、卒業式、新入生保護者説明会、PTA諸会議)や地域行事(青少対主催事業<スポーツ祭、音楽祭、地域清掃、総会>)への参加、また、夏季の教員研修に参加している。 | | |

※「議題等」欄の各議題文頭が()のものは公開、< >のものは非公開

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

| |
|----|
| 4年 |
| 2年 |

- ・ 校長を除く委員については校長が推薦でき、市教育委員会もこれを尊重して決定している。
- ・ 校長を除く9人(内訳、地域代表4、保護者代表1、教職員1、有識者3)の中で任期中の辞職による欠員の補充は、委員の話し合いを経て校長が推薦している。
- ・ 校長としても委員の推薦基準は地域の諸活動に汗をかいている人とし、充て職の対応はしていない。

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・ 本校ホームページにある学校運営協議会のフォルダーに掲載し公開している。
- ・ また、「オープン」「バリアフリー」をめざして、現在、試験的にブログを立ち上げ、より見やすくより親しみやすいツールとしての有用性の検証を始めた。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 学校運営協議会で提言した活動を支える7つの推進組織（相談窓口、特別支援教育サポートプロジェクト、学校評価部会、学習支援部会、図書活用部会、広報部会、放課後部会）は小中合同の組織で、学校運営協議会委員もそれぞれ各組織の一員であり、2年前に改革したPTAの学習支援部や図書支援部などとの連携を図ることを視野に立ち上げたものであるが、その組織との連携の在り方は今後の検討課題である。

また、下記4とも関わるが、校内各クラスの保護者から公募した学校評議員が学校評価全般に係る事務処理等に携わるとともに、推進組織にある学校評価部会との連携を図り、学校評価を担っていく取り組みを始めている。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会委員がPTAや青少年対策地区委員会の諸会議に出席し意見交換を行っている。また、推進組織にある学校評価部会に出席し、授業評価や外部アンケート、自己評価の集計結果の報告を聞くなど、学校運営に対する意見を把握するようにしている。
- 学校運営協議会が学校関係者評価を行っている。

5. その他

（別添資料）

- 「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」
- 「平成21年度宮上中学校区学校運営協議会（公開）審議内容予定」
- 「平成21年度宮上中学校区学校運営協議会の運営について」

八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成19年2月7日
教育委員会規則第2号

改正 平成21年3月4日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき八王子市立学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下に、学校運営に関して協議するとともに、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画の促進及び学校との連携を進めることにより、一層地域に開かれ信頼される学校づくりに寄与するものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「指定学校」という。)として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 第1項の指定の期間は4年とし、再指定することができる。

(委員)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 当該指定学校の所在する地域の住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる。

3 前項の推薦に当たっては、当該指定学校の校長が委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

5 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為

(2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為

(3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(委員の免職)

第7条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(基本的な方針等の承認等)

第9条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 当該指定学校の教育目標及び学校経営計画
- (2) 当該指定学校の教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 当該指定学校の組織編成に関する基本方針
- (4) 当該指定学校の配分予算の編成に関する基本方針
- (5) 当該指定学校の施設の管理に関する基本方針

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に基づき、学校の運営を行わなければならない。

(運営等に関する意見)

第10条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会議)

第11条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があるときは、当該指定学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

6 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 校長は、会長と協議のうえ、会議に職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開とする。ただし、当該指定学校の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進等)

第13条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

3 協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

(指導又は助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

(運営に必要な事項等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、指定を取り消すものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年度 宮上中学校区学校運営協議会(公開)審議内容予定

| | 審議内容(公開) | その他の関連事項(案) |
|-----------------|---|------------------------------------|
| 第 1 回 4月11日 | 【共通案件】 学校経営計画 学年主任 | 学年経営方針 H21 学校評価の内容 H21OJTの内容 |
| 第 2 回 5月 9日 | 【共通案件】 施設の管理・学校予算に関する事項 事務主任 体育祭主任 | 学校予算案 体育祭案 推進事業の概要 |
| 第 3 回 6月13日 | 【共通案件】 学習指導上の課題に関する事項 算数・数学・国語・研究・学習主任 | 推進部会全体会(6/6) |
| 第 4 回 7月11日 | 【共通案件】 生活指導上の課題に関連する事項 生活指導主任・道徳主任 | 修学旅行業者の選定 |
| 第 5 回 9月12日 | 【共通案件】 教員公募に関する事項 事務主任 文化祭主任 | 配分予算案 文化祭案 22 年度学校経営計画案 |
| 第 6 回 10月10日 | 【共通案件】 組織編成に関する基本方針 副校長・主幹 | 学校評価部会(10/3) ＜授業評価の集計＞ |
| 第 7 回 11月14日 | 【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (授業評価の結果について) 副校長・教務主任・学校評価部長 | 学校評価部会(11/28) ＜教員・保護者・生徒のアンケート＞ |
| 第 8 回 12月12日 | 【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (教員・保護者・生徒のアンケート結果について) 卒業式 副校長・教務主任・学校評価部長 | 学校評価部会(12/19) ＜学校評価に関するまとめ＞ |
| 第 9 回 1月 9日 | 【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (自己評価の結果について) 学校運営協議会の外部評価 副校長・教務主任・学校評価部長 | |
| 第10回 2月13日 | 【共通案件】 学校評価に関する事項 (学校関係者評価を踏まえた改善策について) アルバム業者選定 副校長・教務主任 | |
| 第11回 3月13日 | 【共通案件】 教育課程(次年度)に関する事項 教務主任 | |

平成21年度

宮上中学校区学校運営協議会の運営について

基本 毎月第2土曜日に合同開催とする。
場所 宮上中学校 会議室
理由 委員のスケジュール軽減ため
応用 別日に各学校の開催も可能とする。

事務局体制の確立 (重要 : Key)
 運営協議会の運営の下支えの組織

学校運営協議会の時間配分

【公開審議】各学校の時間 30分 計90分

- ① 9:30～10:00
- ② 10:00～10:30
- ③ 10:30～11:00

【非公開審議】原則、合同での審議

審議の優先順は事前に事務局で調整する。

第2土曜日のタイムテーブル

- 【事務局】 8:30～ 9:00 (会の準備)
- 【非公開】 9:00～ 9:30 (公開の確認)
- 【公開】 9:30～11:00
- 【非公開】 11:00～12:00 (次回の確認)

学校運営協議会の司会

各学校の副校長

学校運営協議会の記録

- (公開) 傍聴となる委員 (各校持ち回り)
- (非公開) 事務局

学校運営協議会の広報

- 全体に関する内容 事務局
- 各協議会の内容 各学校



【事務局】

(各学校長) 3人

前月最終週 取り扱い内容の整理 原則：水曜日午前

(各学校地域担当者)

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

第1週末まで、全委員に資料を配信

(その他)

〇〇〇〇 〇〇〇〇

【推進組織の活動時期】

- 相談窓口 通年
- 特別支援 通年
- 学校評価 9月～12月
- 学習支援 検定 (6月7月9月10月)
- その他 (今後検討)
- 図書活用 適時 (今後検討)
- 広報 適時 (今後検討)
- 放課後 適時 (今後検討)

【公開審議案件について】

- ・各学校、毎月1案件程度とする。
- ・資料送付の際、審議ポイントを明示する。
- ・委員は、事前に熟読し、意見を簡潔に述べる。
- ・その他の案件は、学校ごとにメール等で集約し、公開審議の場では承認、非承認のみを行う。

【非公開審議案件について】

- ・事務局で調整した案件を審議する。
 - ・原則、各学校の全委員が対応する。
- (理由：小中一貫教育及び地域づくりに資するため)

【委員以外の傍聴について】

- (公開) 受付簿に記名し入室する。
- (非公開) 会長が許可した方のみ入室できる。

学校活性化に向けて!

八王子市立 宮上中学校 学校運営協議会設置までの経緯と改善状況

平成21年7月24日



八王子市立宮上中学校
学校運営協議会

まずは!!!

● 宮上中学校のロケーションについて...概要

八王子市南東の多摩ニュータウンに
21年前 開校する

新たに住み始めた人ばかりの新しい街
保護者の共働き世帯率 80~90%

最寄り駅は京王相模原線南大沢駅
徒歩7分、新宿まで約45分の利便性



ここです

指定前の学校の状況は...

これまでの「宮上中」
落ち着いた生徒達
しっかりした指導をしてくれる先生

変化の嵐と共々... 校風が揺らぎ始めてきた...

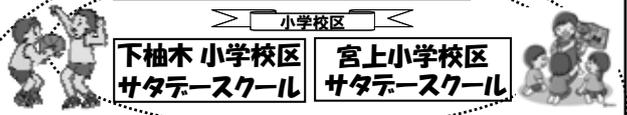
学校選択性により生徒数が増加

教職員の転出入による指導体制の変化

保護者の学校への関わり方・考え方の変化

その頃 地域では...

青少年育成活動の活発な動き



青少年対策 宮上地区委員会



事務局体制の拡充

● 学校運営協議会の設置を決めた理由①

抱えていた課題 校風の維持、変化への対応

課題解決への可能性 大!

◎H18年度より 学校評議員会で
「地域運営学校の有効性」を議論
⇒情報収集、フォーラムへの参加

制度活用

学校の透明性 学校の活性化

● 学校運営協議会の設置を決めた理由②

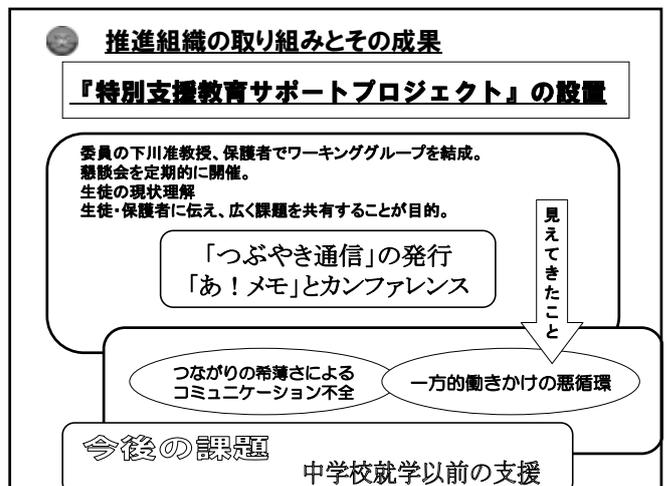
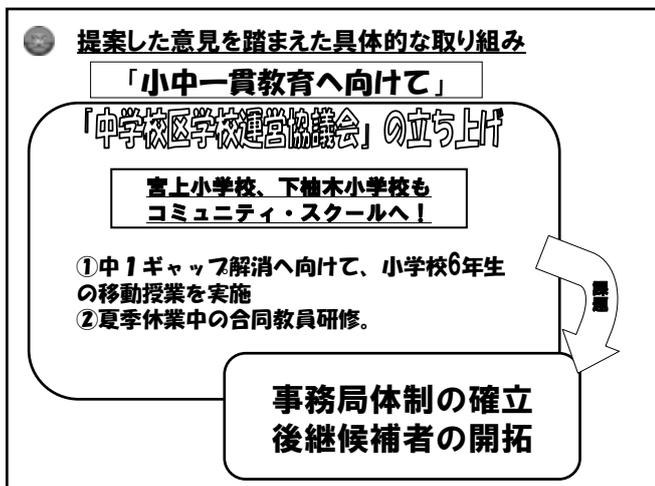
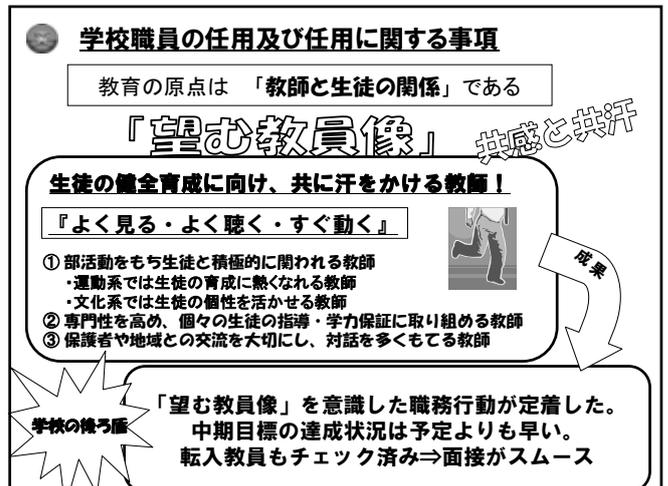
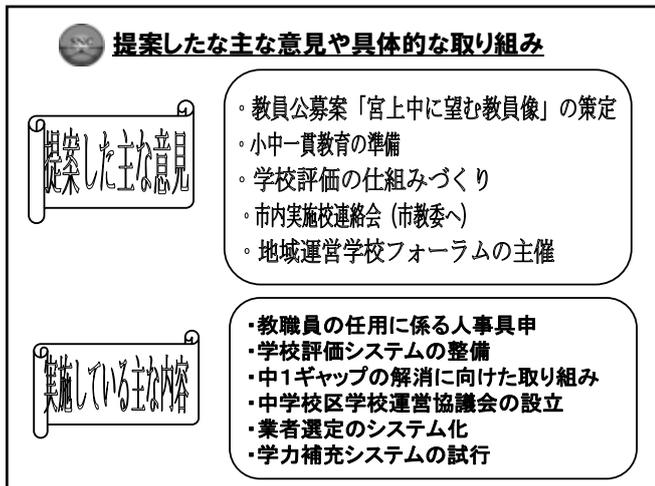
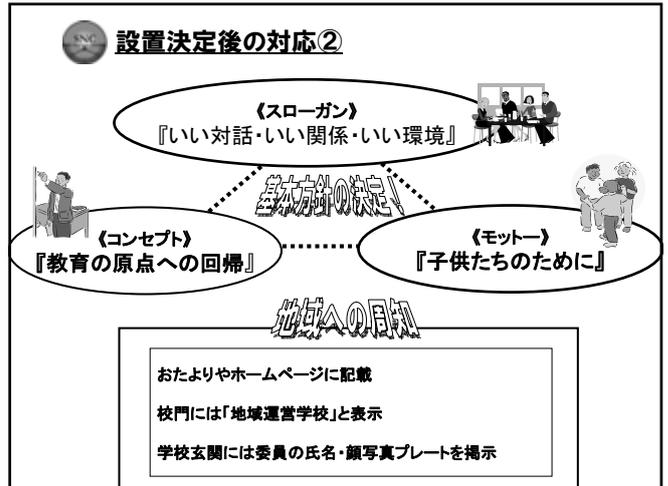
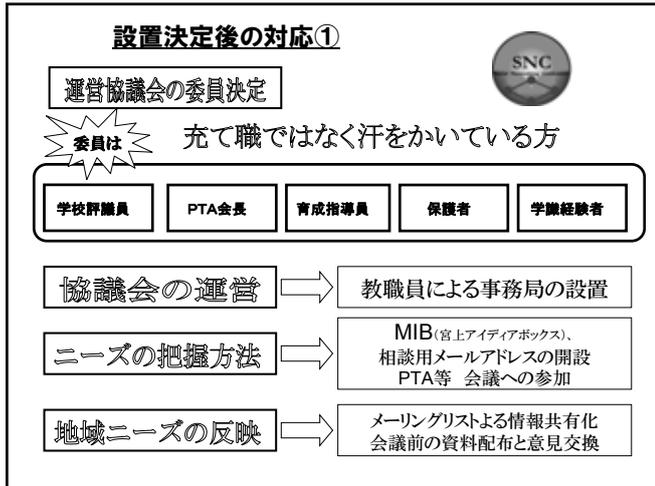
動くと見えてくる... やる価値はある!

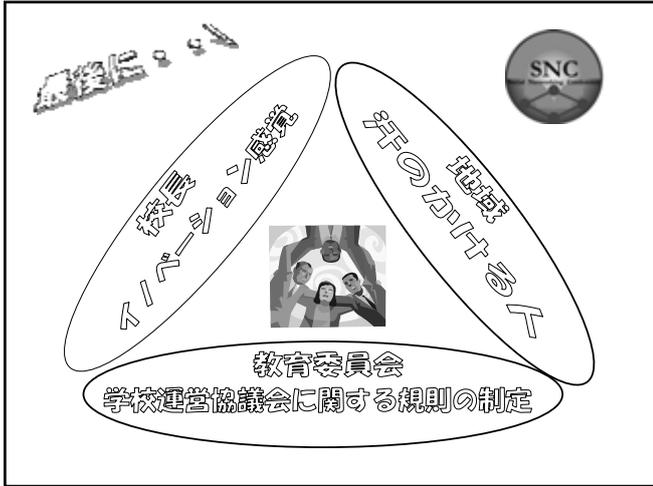
結論

「学校運営協議会」は

学校のサポーターに成り得る!

教育委員会へ指定の申請





ご清聴、
ありがとうございました！

 **八王子市立宮上中学校** 
学校運営協議会

http://
www.edu.city.hachioji.tokyo.jp/school/mykmj/

〒192-0364
八王子市南大沢5丁目5番地
TEL 042-676-5571
FAX 042-677-0205

「宮上中学校」

